

区分		内容	備考	
35 まき網漁業	制限措置	漁業種類	いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業 ----- いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付小型まき網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	9隻	
		船舶の総トン数	【いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業】 5トン以上20トン未満 ----- 【いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付小型まき網漁業】 5トン未満	
		推進機関の馬力数	定めなし	
		操業区域	島根県益田市魚待ノ鼻から正北西の線以西の島根県沖合海面	
		漁業時期	4月1日から10月31日まで	
		漁業を営む者の資格	山口県内に住所又は主たる事務所を有し、島根県と山口県との間で調整が図られている漁業者	
		許可又は起業の認可を申請すべき期間	島根県と山口県との間で調整が図られた日から2週間程度	
36 すくい網漁業	制限措置	漁業種類	いわしすくい網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	5隻	
		船舶の総トン数	3トン以上10トン未満	
		推進機関の馬力数	定めなし	
		操業区域	島根県益田市魚待ノ鼻から325度の線以西の島根県沖合海面	
		漁業時期	4月1日から7月31日まで	
		漁業を営む者の資格	山口県内に主たる住所又は事務所を有し、島根県と山口県との間で調整が図られている漁業者	
許可又は起業の認可を申請すべき期間	島根県と山口県との間で調整が図られた日から2週間程度			